アメリカにおける「シェアレンティング」(Sharenting) の現状と法的問題

The Current Situation and Legal Issues of "Sharenting" in the U.S.

今 出 和 利* IMADE Kazutoshi

インターネットの普及に伴い、様々な形の「ネットトラブル」に直面するようになって久しい。

その中で、最近あらたに危険性が指摘されているのが、特に子育て中の親が、自分の子どもの写真や情報を SNS 等のソーシャルメディアに投稿し、自分と同じ状況にあると思われる他の親等と、それらを共有する行為とされている「シェアレンティング」(Sharenting) により生じる問題である。

「シェアレンティング」によって、慣れない子育でに関するコツや有益な情報を得られることは、親にとって大きな魅力であるといえようが、一方で、子どもにとっては、同意なく自分の情報が他人に共有される脅威に晒されることとなる。本稿では、新しい概念でもある「シェアレンティング」について、一部の研究者によって法的な視点から研究が進められつつあるアメリカにスポットを当てて、その現状と弊害及び法的問題について整理を試みた。

この問題の解消には、「親の権利」と「子の権利」の対立につき、いかにうまく調整を図るかが求められることになるが、 親を子どもの「ゲートキーパー」として位置付けるプライバシー法制においては、その点容易ではないであろう。そこで、 まずは法の限界を認識した上で、シェアレンティングにより利益を受ける親に対して、将来にわたって子どもの利益を 害しないような配慮と工夫を強く求めることが、当面できる現実的な対応のように思われる。

キーワード:シェアレンティング, 親の子を育てる権利, 子どものプライバシーの権利, 忘れられる権利, デジタル誘拐 Key words: sharenting, parent's rights to control the upbringing of their children, children's right to privacy, right to be forgotten, digital kidnapping

はじめに

子育てをする親が、何らかの行事や機会ある度にわが 子を写真に収め、それらをアルバムに整理して家族と一 緒に眺めて振り返ったり、時に、訪ねてきた親戚や友 人にそれらを見せて子どもの成長を喜ぶということは、 従来からもよくみられる光景であろう。

また、このようなアルバムを通した人との交流は、単に思い出を振りかえるだけにとどまらず、世代を超えて、子どもの情報や子育ての方法を伝えたり、さらには、家族や親戚又は友人との結びつきを深めることへと繋がっていくこともある。またアルバムに載せられた子ども自身も、そこに収められた写真から、親の自分に対する愛情を感じとることもあるものではなかろうか。

もしこれと同様のことを、インターネットやソーシャルメディアへの投稿を介して行うとするならば、より多くの人たちと子どもの情報を共有でき、さらに多くの有益な子育でに関する情報を得ることも可能となる一方で、時に、不快な気持ちにさせられたり、又は想定もしていなかったトラブルに巻き込まれてしまうことも考えられる。

これが、いわゆる「シェアレンティング」(Sharenting) による「弊害」であり、最近、その危険性が指摘されつ

つある新しい社会問題ともいえる。

日本では、まだ聞き慣れない言葉ではあるが、本稿では、この新しい概念でもある「シェアレンティング」について、限られはするものの、一部の研究者によって法的な視点から研究が進められつつあるアメリカにスポットを当てて、その現状と弊害及び法的問題について整理を試みることとする。

1 シェアレンティングの現状と問題点

(1) 定義とその利点

アメリカにおいて、いわゆるソーシャルメディアの利用により生じる問題の一つとして少しずつ社会に認識されつつあるのが、一般的に「シェアレンティング」と呼ばれる行為から生ずる問題である。

この「シェアレンティング」とは、特に子育て中の親が、自分の子どもの写真や情報等を SNS 等のソーシャルメディアに投稿し、自分と同じ立場・状況にあると思われる他の親等とそれらを共有する行為とされている。これは、「子育て」や「育児」を意味する「ペアレンティング」(parenting)と、子どもの情報を他人と「共有する」ことを意味する「シェア」(share)を掛け合わせた造語であり、2012 年にウォールストリート・ジャーナルの

^{*}兵庫教育大学大学院教育実践高度化専攻社会系教科マネジメントコース 特任教授

記事において使われたのが最初と言われている1。

シェアレンティングの法的研究の第1人者でもある、ステイシー・スタインバーグ(Stacey B.Steinberg)² は、シェアレンティングとしてソーシャルメディアへ投稿することは、親に対して様々な利点をもたらすとする。

例えば、親がフェイスブックやブログで子どもの生活に関する情報を共有することで、友達や家族とつながりを持つことができ、時に、有益な反応を受け取ったり、お返しに相手から自らや自らの子どもたちの生活についての情報も共有しようとする気持ちを受け取ることができるとする。また親は、投稿した情報に対して「いいね」や「共有する」との評価や、好意的なコメントを得ることで、個人的な情報を皆で共有することが時に良い刺激にもなり、さらにそれらの情報を公の場に置き続けようとする気持ちにさせられるとする³。

また、デジタルプライバシー法の専門家である、リア・プランケット(Leah A. Plunkett) ⁴ も同様に、シェアレンティングは、家族や友人との間にある物理的なもしくはその他の距離感を埋めたり、又は興味と関心を共有する人々の間に新しい関係性を育むことで、結びつきを深めることができるとする。

加えて、娯楽や楽しみを超えた結びつきの形成や目的の追求にも機能するという。例えば、身体の障害や重度の病状を持つ子どもの親が、シェアレンティングを介して、同様の症状を持つ子どもの親と交流を持つことで、慰めと支え合いの両方を見出すことができ、そのような結びつきは、医療提供者に関する情報を共有することや、医療提供体制と他の必要不可欠なサービスの改善を求める活動に挑むことも含めた、気持ちや目標の形成へとつながり得るとする⁵。

プランケットはさらに、シェアレンティングは親だけではなく、時に、子ども自身の将来にも好機をもたらす可能性があると指摘する。例えば、自分の子どもが、ある科学コンテストの企画で最優秀賞を受賞し、それを誇らしく思った親がその作品を撮影し YouTube に投稿することで、その子は人々の注目を集めることとなる。そして、その子が知らない又は知るはずもなかった人が、その作品に目を留めて、その子にサイエンスキャンプへ参加するために奨学金を支給するといったような機会の提供を申し出る、ということも考えられるとする。6。

では実際に、シェアレンティングを行っている(行ったことのある)親たちは、子どものどのような事を話題とし、子どもの情報を共有することでいかなるメリットを感じているのであろうか。

この点、冒頭でも触れたように、アメリカにおいても「シェレンティング」という概念それ自体がまだ新しいこともあり、そのため関連する調査及び研究報告等は限られているのが現状である。その限られた調査の中

ではあるが、以下では、ミシガン大学系列の C.S. Mott Children's Hospital によって行われ、2015 年 3 月に公表された「シェアレンティング」の実態に関する調査結果をみていくこととする。

これによると、まずどの程度ソーシャルメディアを利用しているかについて、調査対象とした子供を持つ親のうち母親の84%及び父親の70%が、Facebookのようなソーシャルメディアやネット掲示板又はブログ等を利用したことがあるとし、さらにその内、母親の56%と父親の34%が、それらのメディア等を介して、子どもの健康や育児について話題としたことがあるとしている。また、その際の具体的な話題としては、子どもの寝かしつけ方(28%)、栄養や食事に関する助言(26%)、しつけ(19%)、託児所や保育園(17%)、問題行動(13%)が挙げられている。

さらにこの調査によると、ソーシャルメディアを利用した情報の共有によって得たものとして、独りではないことを感じた(72%)、子どもにしてはいけないことを学んだ(70%)、より経験豊かな親からアドバイスをもらえた(67%)及び悩みが和らいだ(62%)といった、シェアレンティングに対する肯定的な評価も示されている⁷。

(2) シェアレンティングを行うことによる懸念と危険性 もっともこの調査によると、親たちは、シェアレン ティングについて上記のような利点を感じている一方 で、同時にいくつかの不安も感じていることが明らかと なっている。

それによると、親はシェアレンティングをすることで、自分たちの知らない誰かが、自分の子どもの個人情報を見つけ出すことへの不安(68%)、知らない誰かが、自分の子どもの写真を他人と共有することへの不安(67%)、そして子どもが成長した時に、親がソーシャルメディアで自分の情報を共有していたことについて知り、困惑するのではないかという不安(52%)を感じているとされる。

これらの不安を感じている親の割合は、上で紹介した シェアレンティングに何らかの利点を感じている親の 割合とほぼ同じであることからみても、全体的に親は、 利点と不安の両方を感じつつも、シェアレンティングを 続けているといえよう。

その他、上記の調査結果によると、ソーシャルメディアを利用する親のうち74%が、ソーシャルメディアに子どもに関する過剰な情報を共有している親がいると認識しており、その中でも、子どもにとって恥ずかしい情報を投稿する親(56%)、子どもの居場所が特定しうる個人情報を掲載する親(51%)又は子どもの不適切な写真を共有する親(27%)が含まれる、とされる8。

さらに、上記のようなシェアレンティングの当事者

としての親による主観的な懸念とは別に、親が子どもに関する情報をソーシャルネットワークに投稿することの危険性について、ニューヨーク大学の研究者グループが、対象のソーシャルメディアを Facebook 及び Instagram に絞った上で、客観的な視点で調査・分析を行っている 9。

それによると、写真を含めた子どもに関する情報をFacebook等に投稿することは、①見知らぬ人による危険、②知人への過剰な情報提供により生じる危険、③情報ブローカーによる危険、そして④何らかの監視対象となる危険という、4つの危険の脅威に子どもを晒すことになるものと考えられるとする10。

より具体的には、①につき、例えば親が子どもの顔写 真や名前、誕生日等の個人情報を公表することで、それ らの情報が子どもを狙う犯罪者や、子どもの個人を特 定し得る情報を推察しようとする者により悪用される 危険性であり、②については、仮に親が Facebook 等の 閲覧を可能とするセキュリティ設定を「友人」又は「友 人の友人」に限定したとしても、1997年のFBIによる 研究によって明らかとなっているように、そもそも子ど もに対する犯罪は、親せきや知人によって行われた(誘 拐の76%及び暴力犯罪の90%)という事実を踏まえる と、仮に知人に対してであったとしても、子どもに関す る情報を過剰に提供することの危険性、③については、 取引価値の高い幼児や子どもの情報に関する名簿を作 成して、広告会社、スパム業者、マルウエア配布業者、 人材紹介会社及び大学入試担当部局等へ販売する情報 ブローカーの標的とされる危険性、そして④について は、親が子どもの画像や個人情報を共有することで、自 分の子どもを、サービス提供会社や NSA (国家安全保 障局)のような組織の監視の下に置くことになり、将来、 子どもが自らの電子媒体に保存された過去の情報たる 「デジタル足跡」(digital footprints) を最小化又は消去す ることを望んだとしても、困難になるという危険性であ る11。

これら4つの危険の脅威のうち、特に①の「見知らぬ 人による危険」については、いわば「最も身近に生じ得 る危険」ともいえ、上で紹介したスタインバーグ教授も、 いくつかの具体的な「悪用事例」を指摘している。

例えば、投稿した写真が、親の意図とは全く異なる目 的で使用されていた例である。

ある母親が自分の双子の子どものトイレトレーニングの写真を投稿したが、後にその母親の知らない人がそれらをダウンロードして、さらにそれらに手を加え、小児愛者で広く利用されているサイトに再投稿しそこで共有されていた、という事例がある¹²。その他、二人の娘の写真を投稿した母親が、後にその写真が、沢山の小さな女の子たちの写真を共有する Facebook のページ

に掲載されていることに気がつき、そのページのリンクをよく調べたところ、何千ものフォロワーの多くがその母親の子の写真を閲覧することが可能になっていただけではなく、母親の Facebook にもリンクを貼り、住んでいる場所も含めて娘たちに関する情報を把握し得る状態になっていたことが判明した事例もある 13。

また、自分の娘の写真を Facebook に投稿した母親が、後に知らない名前のユーザーからその写真に「いいね」が押されたことを確認したが、その「知らない人」は、よちよち歩きの子どもの写真を自分のホームページに掲載しており、その母親の子どもを自分の子どもとして掲載していたという事例のように、投稿された子どもの写真を無断で使用して、他人が当該写真の本人になりすましたり又は写真の子どもは自分の子どもであるとして他のソーシャルネットワークに再投稿する、いわゆる「デジタル誘拐」(digital kidnapping)という行為も問題となっている 14。

もっとも、このような危険を生じさせてしまう要因としては、多くの親はソーシャルネットワークのプライバシー設定を行って閲覧できる人を限定はしているものの、その設定方法が必ずしもすべての利用者に正しく理解されているわけではないことや¹⁵、さらには、仮にその設定が行われていても、時に、限定された閲覧可能な者の中で、悪意のある者が、データを保存して他の掲示板等に再投稿する技術を持っていることも考えられる¹⁶。

2 シェアレンティングの法的問題

ここまでみてきたように、シェアレンティングには、 子育で中の親にとって利点は少なくはないものの、一方で、親の本来の意に反したかたちで子どもの情報が利用 又は時に悪用される危険性、そして、自らの同意の有無 とは関わりなく(むしろ同意をする又はしないとの判断 能力が未だ形成されていない中で)、親によって自分の 情報が他人に晒される子どもに対する危険性を多分に はらんでいることは、明らかであろう。そしてこれらの 「弊害」は、現状のままであれば、遠からずより深刻な 社会問題となっていく可能性は大いにあるものと考え られる。

シェアレンティングによる弊害を少しでも解消の方向へと導くためには、子どもが持つプライバシーの権利と、親が持つ子どもを育てる権利や表現の自由がぶつかり合う場面において、いかにうまく調整を図るかが求められることになる。もっとも、現時点においては、連邦レベル・州レベルどちらにおいても、このシェアレンティングの弊害に的を絞った何らかの法的対策は講じられてはおらず、また、正面からこの問題が争われた裁判例も見当たらない。加えて、そもそもこの問題に取

り組む研究者もまだ限られていることもあり、具体的な 法的対策の検討や議論はこれから、というのが現状のよ うである。では、仮にこの先に訴訟というかたちで争わ れる場合には、具体的にどの様な憲法上の権利や判例が 検討されることになろうか。

そこで本節では、まず、スタインバーグ教授の整理に従って、憲法上の「親の子を育てる権利」と「親子間における子どものプライバシーの権利」に関する判例を確認した上で、多少ともシェアレンティングに通ずる判例を概観し、併せて、現在施行されている「子どものプライバシー」の保護に関連する法律の特徴も整理することとしたい。

(1) シェアレンティングを考えるにあたって参考とすべき判例

先述のように「シェアレンティング」は、「子育て」を意味する「ペアレンティング」を基にした造語であり、 実際にも「子育て」の過程の中で行われることが多いことを踏まえて、まず、判例における「親の子どもを育てる権利」の確立の経緯について概観してみることとする。

この権利に最初に言及したのが、私立学校において教員が生徒にドイツ語を教える自由、親がそれらの教員に自分の子どもたちに教えることを委ねる自由について争われた事案において、連邦最高裁判所はその自由を認めるとともに、その自由は修正第14条のデュー・プロセス条項によって「結婚する、家庭を築く、子どもを育てる(bring up children)」ための「個人としての権利」として保障されるとした、1923年の「マイヤー対ネブラスカ州判決」(Meyer v. Nebraska)(以下「マイヤー判決」とする)である「。

さらに、その2年後の1925年には、8歳から16歳までの子どもを持つ親に子どもを公立学校に通わせることを義務づけたオレゴン州法の合憲性が争われた訴訟で、連邦最高裁判所は、上記「マイヤー判決」を引用して、当該法は、自らの監督の下にある子どもを育て、教育を施す親や保護者の自由を不合理にも侵害するものであるとした上で、子どもは、州による創造物に過ぎないのではなく、子どもを養育し彼らを運命づける者は、高度な義務と伴に、子どもにさらなる責務を認識させ備えさせるための権利を有する、と判示した(「ピアス対修道女協会判決」(Pierce v. Society of Sisters))¹⁸。

その後も連邦最高裁判所は、対「国家」という文脈の中において、親は子ども育てる権利を有するとする判例を積み重ねていくこととなる¹⁹。

一方、シェアレンティングを考えるにあたり、もう一つの法的論点となる「親子間における子どものプライバシーの権利」については、いくつか参考となる判例はあ

るものと思われるが、代表的なものとして、堕胎にあたって親の同意を義務づけるマサチューセッツ州法の合憲性について争われた事案について、1979年、連邦最高裁判所により下された「ベロッティ対ベアード判決 | (Bellotti v. Baird) 20 が挙げられよう。

この事案自体は、直接的に親子間のプライバシーの権利自体が争われたものではないが、連邦最高裁判所は、子どもが自ら人工妊娠中絶の決定をすることができる程度に十分に成熟しかつ事情を理解しているか、又は子ども本人がこの決定をできない場合であっても、人工妊娠中絶が本人の最善の利益になること、のいずれかを証明できれば、中絶を行うことを可能とするとの見解を示した。この見解を踏まえて、スタインバーグ教授は、「連邦最高裁判所は、子どもはプライバシーの権利を持つことと、両親は、たとえ自らが同意をしなくても、子どもの中絶を行う機会を妨げることはできないことを認めた」²¹と評している。

このように、シェアレンティングによる弊害を法的に検討するにあたり論点となるであろう「親の子どもを育てる権利」及び「子どものプライバシーの権利」については、憲法判例において確立していることを前提にした上で、次に、現在のシェアレンティングに通じ得る判例ともいえる、「サイディス対 F-R 出版社判決」(Sidis v. F-R. Pub.Corporation)を、以下で概観することとする。

ウイリアム・サイディス(William J. Sidis)は「神童」と呼ばれ、1910年代頃、新聞紙上でよく名前の知られた少年であった。彼は11歳でハーバード大学に入学し、著名な数学者たちの前で「四次元体」(Four-Dimensional Bodies)に関する講義を行い、16歳で大学を卒業した経歴を持ち、社会からも天才として大きな注目を浴びた。しかしその後、サイディスの名は新聞に時おり登場するも、サイディス本人はできるだけ目立たないように生活を送っていた。そのような中、1937年8月14日、「ザ・ニューヨーカー」(The New Yorker)誌は、著名人の過去と現在に関する略伝について記載した「彼らは、今どこに」という特集記事を掲載し、39歳となっていたサイディスの現在の様子を描いた。

記事では、かつての彼の数学の業績や天才として注目を集めたことに触れた上で、現在のサイディスには、もはやその面影すら見られないものとして描かれた。記事は、現在のサイディスの住まいで行われたインタビューを基に書かれたが、その中で、彼の散らかった部屋、奇妙な笑い方や話し方、そして他の個人的習慣や彼の現在の関心事等について事細かにコメント付きで紹介された。その記事には、インタビューの中で、サイディスがニヤッと笑いながら「私はエイプリルフールデイに生れたんだ」と言った言葉を引用して、「エイプリルフール」というサブタイトルを付したうえで、驚愕する学者たち

の前で講義を行っている 11 歳当時のサイディスの挿絵 も添えられた ²²。

これに対してサイディスは、「ザ・ニューヨーカー」 誌を出版する F-R. Publishing 社に対して、州法に基づく プライバシー権侵害で訴訟を提起した。

1940年7月22日、第二巡回区連邦控訴裁判所は、かつて子どもであったサイディスは「公人」(Public Figure)であったとして、たとえサイディスが、今、世間からの注目をひどく嫌ったとしても、彼の並はずれた才能と個性が注目を集めることはやむを得ないものと述べた。さらに裁判所は、彼がひっそりと身を隠したとしても、彼のその後の経歴は、彼に対して抱かれた当初の期待に応えてくれたのかどうかという疑問への答えも含めて、いまだ社会的関心事であったとの判断を示し、サイディスによるプライバシー権侵害の訴えを認めなかった²³。

もちろんこの判決は、直接的には、本稿のテーマに関するものではないものの、判断能力が未成熟であって、必ずしも先のことを熟考できない状況にあると思われる中、自らを公に晒し、しかし成長をする中で、自らのプライバシーを主張した者に対して、子ども時代の「公人」性を一つの理由として、その主張を認めなかった裁判所の判断は、今後、親によるシェアレンティングにより、必ずしも自らの積極的な同意等はない中で「著名人」となってしまった子どもの成長後のプライバシーを考える際にも、大いに参考になるものと思われる²⁴。

(2) 子どものプライバシー保護に関する法制度の現状

前節でも述べてきたように、シェアレンティングに よって生じ得る「弊害」はいくつかあるが、その中でも、 子どものプライバシーの権利の侵害への懸念は、解消さ れるべき大きな課題といってよい。

この点、連邦レベルでは、子どもの個人的情報が含まれる電子データを保護することを目的として、いくつかの法律が制定されており、その代表的なものが、1998年に制定された「児童オンラインプライバシー保護法」(Children's Online Privacy Protection Act) [COPPA]である。この法律は、13歳未満の子供を対象として、個人的情報を収集し、利用し又は開示する商用のウエブサイト又はオンラインサービスの事業者、及び13歳未満の子どもの個人的情報を収集し、利用し又は開示していることを現に認識している、一般向けのウエブサイト又はオンラインサービスの事業者に対していくつかの義務を課すものである。

具体的には、①対象事業者は利用者に対して収集する個人情報の種類、利用方法、及び第三者等に対する提供の有無等についての「プライバシー・ポリシー」をウェブ上で明示する、②状況に応じて、子どもの親に対して

直接、情報利用について告知をし、当該子どもに代わって両親に対して利用制限を行う機会を与えなければならない、③当該情報の収集、利用及び開示については、両親の同意を要する、④親に対して子どもの情報を確認すること、及び同意を取り消したり、収集した子供の情報を削除することを認めなければならない、とするものである 25

その他、子どもに関する情報の保護を目的とする連邦法としては、生徒の教育に関する記録の秘密を守ることを目的とする「家庭の教育の権利とプライバシー法」(Family Educational Rights and Privacy Act〔FERPA〕)がある。この法律は、アメリカ教育省が運用する課程で予算を受け入れるすべての学校が適用の対象となり、当該学校に対して、PIIと呼ばれる生徒(18歳未満)の個人識別情報と生徒の教育に関する記録等について、当該生徒の親又は保護者による事前の書面による同意がない場合には、何人に対しても原則開示することを禁じるものである。25。

さらに、必ずしも対象を子どもには限らずに、医療専門家に対して、書面による同意なしにあらゆる年齢の患者に関する個人情報を共有することを禁じる「医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律」(Health Insurance Portability and Accountability Act〔HIPPA〕)がある。この法律においても、未成年者の健康に関する情報を共有する場合には、未成年者本人ではなく、当該未成年者の親による書面による同意を求めることが求められている²⁷。

COPPAをはじめとして、上記の子どものプライバシーの保護を目的とする法律に共通しているのは、あくまでも親以外第三者による、子どもに関する情報の収集やその利用・悪用から当該子どもを守ることを前提・目的とすることであろう。そのため、むしろ親は子どもの情報を守る「ゲートキーパー」としての役割を委ねられているのであり、であるからこそこれらの法律は、子どもの情報の開示等には、親に同意権を与えている。換言すれば、親が自らの子どもを害するようなことはしないという信頼を基に構成されているといってよい。

しかし、シェアレンティングに関しては、親が積極的に子どもに害悪を与えるべく行うことはないとしても²⁸、ソーシャルメディアへの投稿に際した不注意や知識の不足等により、結果的に子どもに不利益をもたらすことがあり得ることは前節で述べたとおりである。

そこで、この問題を解決へ導くカギとして主張されているのが、「忘れられる権利」とそれをより具体化したともいえる「削除権」の法制度への導入である。

「忘れられる権利」は、一般に「判断を誤らせ、必要がなく、時代錯誤的で、恥ずかしい気持ちにさせる過去の記録、又は当該個人とは無関係な情報が含まれている

過去の記録を削除し、処理を制限し、修正するための個人の権利であり、名前の検索によって、これらの過去の記録が、当該個人の現在の見方を妨げ続けないようにするものである」とされている²⁹。

この概念は、周知の通り、欧州諸国で広がりを見せ、2014年5月13日、欧州司法裁判所は、「グーグルスペイン対マリオ・コンステジャ・ゴンザレス判決」(Google Spain SL v. Mario Costeja Gonzalez)は、一般に、この概念を肯定したとものと解されている³⁰。さらに、2018年5月に欧州連合が施行した「一般データ保護規則」(General Data Protection Regulation〔GDPR〕)の第17条には、「削除権」が規定されている。

もっとも、特に表現の自由の保障に重きをおくアメリカにおいては、現在、「忘れられる権利」は立法及び判例の中で採り入れられてはいないものの、カリフォルニア州では、2013年9月、18 歳未満の未成年者に対して、自分自身がウエブサイト等に投稿した自らの書き込みに関して、サイト事業者に対する「削除を求める権利」(right to erasure)を認める法律が制定され、2015年1月から施行されている 31 。ただしこの法律が保障する「削除権」は、あくまでも自身が書き込んだ記載に限られるため、親による投稿が問題となるシェアレンティングに対応できるものではないが、このような仕組みを応用する形で、親による投稿に対しても同様に対象とする法制も考えられよう。

おわりに

特に、子育で中の親にとってシェアレンティングは、今、同じ境遇にある親たちと、自分の子どもの日々の生活や成長の様子について写真やコメントを共有することを可能とし、慣れない子育でに関するコツや有益な情報を得て自分の子育での参考としたり、又は子の親としての自分自身にも良い刺激をもたらしてくれる魅力的なコミュニケーション手段であるともいえよう。

しかし一方で、本稿で紹介してきたように、過剰な情報共有やソーシャルメディアへの投稿に関する知識不足による情報の拡散等により、自分自身が不快な思いをするにとどまらず、知らない他人に情報が晒されることで、子どもに想定外の不利益をもたらす可能性があることも忘れてはならない。

その点、確かに、「忘れられる権利」や「削除権」等を法制度として確立することは、自分の意に反して情報を共有されてしまった子どもへの、最終的な救済手段として検討に値するものと考えられる。しかし、仮に上記のような権利が保障されたとしても、それが機能するのはあくまでも情報が共有されてしまった事後的な場面であり、また、一度広く行き渡ってしまった情報は、もはや完全に「回収」することができないことは言うま

でもなく、結局は、法の限界に突き当たってしまうこととなろう。

このような点を踏まえるならば、まずは法の限界を認識した上で、シェアレンティングにより利益を受ける親に対して、将来にわたって子どもの利益を害しないような配慮と工夫を強く求めることが、当面できる現実的な対応のように思われる。

そしてこの点は、これから注目されていくであろう日本における同様の問題について検討するにあたっても、 重要であると考える。

註

- 1 Stacey Steinberg, Growing up Shared: How Parents Can Share Smarter on Social Media- and What you Can Do to Keep Your Family Safe in a No-Privacy world, Sourcebooks, 2020, at 10.
- 2 フロリダ大学レビン・ロースクール教授であり、子 どものプライバシーの権利についての研究者である。 新たな問題として注目され始めた当初からシェアレ ンティングについて法的な視点で研究を行っている。
- 3 Stacey B.Steinberg, "Sharenting: Children's Privacy in the Age of Social Media", 66 Emory L. J. 839 (2017), at 846.
- 4 ニューハンプシャー大学フランクリン・ピアース・ロースクール准教授であり、「シェアレンティング」に関連して、Sharenthood: Why We Should Think before We Talk about Our kids Online, The MIT Press, 2019. 等の著作がある。
- 5 Leah Plunkett, "To Stop Sharenting & Other Children's Privacy Harms, Start Playing: A Blueprint for a New Protecting the Private Lives of Adolescents and Youth (PPLAY) Act", 44 Seton Hall Legis. J. 457 (2020), at 473.

6 Ibid.

7 C.S. Mott Children's Hospital "Parents on Social Media: likes and Dislikes of Sharenting", National Poll on Children's Health, Volume 23, Issue 2 (March 16, 2015). https://mottpoll.org/sites/default/files/documents/031615_sharenting 0.pdf (last visited Dec. 1, 2021).

なお、ソーシャルメディアの利用者における「シェアレンティング」を行う親の率に関しては、2020年6月に "Pew Research Center" により公表された調査結果でも示されており、ソーシャルメディアを利用する親のうち、82%の親(母親89%・父親71%)が、自分の子どもに関する情報につき投稿したことがあるとされている。

Brooke Auxier, Monica Anderson, Andrew Perrin and Erica Turner, Parenting Children in the Age of Screens: Twothirds of parents in the U.S. say parenting is harder today than it was 20 years ago, with many citing technologies – like social media or smartphones – as a reason, Pew Research Center, at 56, July 28, 2020.

 $https://www.pewresearch.org/internet/2020/07/28/\\ childrens-engagement-with-digital-devices-screen-time/\\ (last visited Dec.~1,~2021)~.$

8 Ibid.

なお、註7で紹介した"Pew Research Center"により行われた調査では、自分の子どもに関する情報について共有しないとした18%の親にその理由を尋ねたところ、「他人が自分の子どもの情報にアクセスするのを望まない」(76%)、「ソーシャルメディアが子どもの情報を集めることを望まない」(71%)、「自分の子どもの情報を共有することに関心がない」(55%)、「自分の子どもが他のソーシャルメディアの利用者から評価されることを望まない」(29%)であった(複数回答)。また、自分の子どもが将来、親がソーシャルメディアに自分のことについて投稿をしていたことを知った際に動揺することが心配であるかとの問いに対して、心配になる及び少なくても時折心配になると答えた親は16%に過ぎなかった。Parenting Children in the Age of Screens, at 59, 62.

9 Tehila Minkus, Kelvin Liu, Keith W. Ross, Children Seen but Not Heard: When Parents Compromise Children's Online privacy, 2015.

 $\label{lem:http://www2015.thewebconf.org/documents/proceedings/proceedings/p776.pdf (last visited Dec. 1, 2021) \ .$

- 10 Ibid.
- 11 Ibid.
- 12 Steinberg, *supra* note 3, at 847.
- 13 Ibid, at 854.
- 14 Ibid.
- 15 C.S. Mott Children's Hospital, *supra* note 7.
- 16 Steinberg, supra note 3, at 850.
- 17 Meyer v. Nebraska, 262 US. 390 (1923) .

あらゆる学校において生徒が8年生(13歳~14歳が該当)になるまでは英語以外の言語を教えることを禁止するネブラスカ州法の規定に反し、10歳の生徒にドイツ語を教えた教区学校教員が起訴され有罪となった事案につき争われた事案である。連邦最高裁判所は、学校において教員が生徒にドイツ語を教える権利、そして親が教員に子に教えることを委ねる権利は、修正第14条によって保障される自由の範囲内であるとし、当該規定を合憲であるとした州最高裁判所の判断を覆した。判決は併せて、修正第14条は、結婚し、家庭を築き、子を育てるため等の個人としての権利の保障をも意味することは、疑いの余地はないも

のとした。

18 Pierce v. Society of Sisters 268 U.S. 510 (1925) .

8歳から16歳までの子を持つ親に公立学校へ通わせることを求め、それに反した親を軽罪として処罰することを定めたオレゴン州の「義務教育法」は、子どもたちの適切な精神的・信仰的修養を受ける場となると思慮する学校を選ぶ親の権利、その親の学校選択に影響を与える子どもの権利及び有用な仕事や専門的職業に従事する学校と教員の権利を侵害し違憲無効であるとして、私立学校によって提起された訴訟。

- 19 その他、この権利について言及したものとして「ウイスコンシン州対ヨーダ―判決」(Wisconsin v. Yoder, 406 U.S. 205 (1972)) 及び「トラックセル対グランヴィル判決」(Troxel v. Granville 530 U.S. 57 (2000)) 等がある。
- 20 Bellotti v. Connecticut, 381 U.S. 622 (1979) .
- 21 Steinberg, supra note 3, at 858.
- 22 Sidis v. F-R Publishing Corp, 113 F.2d 806 (2d Cir. 1940), at 807-809.
- 23 Ibid, at 809-810.
- 24 Steinberg, supra note 3, at 861.
- 25 Children's Online Privacy Protection Act of 1998 (COPPA), 15 U.S.C. 6501-6506 (2012);

Protecting Children's Privacy Under COPPA: A Survey on Compliance, Federal Trade Commission, April 2002. https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/rules/children%E2%80%99s-online-privacy-protection-rule-coppa/coppasurvey.pdf (last visited Dec. 1, 2021).

26 The Family Educational Rights and Privacy Act (FERPA) (20 U.S.C. § 1232g (2012); 34 CFR Part 99 (2014));

Family Educational Rights and Privacy Act (FERPA), U.S. Department of Education.

https://www2.ed.gov/policy/gen/guid/fpco/ferpa/index.html (last visited Dec. 1, 2021);

A Parent Guide to the Family Educational Rights and Privacy Act (FERPA), United States Department of Education Student Privacy Policy Office.

https://studentprivacy.ed.gov/sites/default/files/resource_document/file/A%20parent%20guide%20to%20ferpa_508.pdf (last visited Dec. 1, 2021) .

27 The Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996 (HIPAA) ;

Summary of The Hippa Privacy Rule, HIPAA Compliance Assistance, Last Revised 05/03.

https://www.hhs.gov/sites/default/files/privacysummary.pdf (last visited Dec. 1, 2021) .

28 この点につきスタインバーグ教授は、非行を行った

自分の子どもを公の辱めによって懲らしめるために 写真などを投稿する親がいることを指摘し、そしてこ のような行為は、子どもの消せない「デジタル足跡」 を残してしまうとする。Steinberg, *supra* note 3, at 853-854.

- $29\,$ Keltie Haley, "Sharenting and the (Potential) Right to Be Forgotten", 95 Indiana Law Journal, $1005~(2020)\,$, at $1015.\,$
- 30 Google Spain SL, Google Inc v. Agencia Espanola de Proteccion de Datos es Mario Costeja Gonzalez ECLI:EU:C:2014:317.
- 31 Cal. Bus. & Prof. Code. Chapter. 22.1. Privacy Rights for California Minors in the Digital World.